

市議会令和4年第4回定例会

議案及び議案資料

議案第26号～議案第28号

(第4集)

目 次

議案第26号	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第26号資料	柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例について	5
議案第27号	柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第27号資料	柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例について	39
議案第28号	柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第28号資料	柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例について	59

柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について

柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4年11月25日提出

柏市長 太田和美

提案理由

特別職の職員及び議員の期末手当の支給割合を改定したいので提案する。

柏市条例第 号

柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

(柏市特別職職員給与条例の一部改正)

第1条 柏市特別職職員給与条例（昭和29年柏市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 柏市特別職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

(柏市議会議員報酬等支給条例の一部改正)

第3条 柏市議会議員報酬等支給条例（昭和34年柏市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第4条 柏市議会議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用期日)

2 第1条及び第3条の規定による改正後の柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(期末手当の内払)

3 この条例による改正前の柏市特別職職員給与条例及び柏市議会

議員報酬等支給条例に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給を受けた期末手当は，改正後の条例に基づく期末手当の内払とみなす。

議案第26号資料

柏市特別職職員給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例
の一部を改正する条例について

柏市特別職職員給与条例（昭和29年柏市条例第24号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける給料及び地域手当の額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける給料及び地域手当の額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

柏市特別職職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける給料及び地域手当の額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける給料及び地域手当の額の合計額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

柏市議会議員報酬等支給条例（昭和34年柏市条例第15号）新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける議員報酬月額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける議員報酬月額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

柏市議会議員報酬等支給条例新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける議員報酬月額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在において受ける議員報酬月額に100分の120を乗じて得た額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期</p>

間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

間の区分に応じて、柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)第21条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例の制定について

柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 11 月 25 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

国家公務員等の給与改定に準じた一般職職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定，定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めること並びに勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改定を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例

(柏市一般職職員給与条例の一部改正)

第1条 柏市一般職職員給与条例(昭和30年柏市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第16条及び第17条中「第19条」を「第19条第2項」に改める。

第18条中「次条」を「次条第2項」に改める。

第19条中「勤務1時間当たりの給与額」を「第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第16条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1中

「	「
1 級	1 級
146,100	150,100
147,200	151,200
148,400	152,400
149,500	153,500
150,600	154,600

151,700
152,800
153,900
154,900
156,300
157,600
158,900
160,100
161,600
163,100
164,700
165,900
167,400
168,900
170,400
171,700
174,400
177,000
179,600
182,200
183,900
185,500
187,200
188,700
190,400
192,200
193,900
195,500
196,900
198,400

155,700
156,800
157,900
158,900
160,300
161,600
162,900
164,100
165,600
167,100
168,700
169,800
171,200
172,600
174,000
175,300
177,800
180,300
182,800
185,200
186,900
188,500
190,200
191,700
193,400
195,200
196,900
198,500
199,900
201,400

199,900
201,200
202,500
203,700
205,000
206,300
207,600
208,900
210,200
211,300
212,600
213,900
215,200
216,300
217,400
218,400
219,500
220,600
221,600
222,500
223,500
223,800
224,600
225,400
226,100
226,800
227,800
228,600
229,400
230,100

を

202,900
204,200
205,500
206,700
208,000
209,300
210,600
211,900
213,200
214,300
215,600
216,900
218,200
219,200
220,300
221,300
222,300
223,300
224,200
225,100
226,000
226,300
227,100
227,800
228,500
229,200
230,000
230,700
231,300
231,900

に,

230,800
231,700
232,700
233,400
234,000
234,500
235,200
236,000
236,600
237,200
237,700
238,400
239,100
239,800
240,300
240,800
241,500
242,200
242,900
243,500
244,200
244,900

「 」

2 級
171,700
174,400
177,000
179,600

232,500
233,100
233,800
234,500
235,100
235,600
236,300
237,000
237,600
238,200
238,700
239,300
240,000
240,700
241,200
241,700
242,300
242,900
243,400
243,900
244,500
245,100

「 」

2 級
175,300
177,800
180,300
182,800

182,200
183,900
185,500
187,200
188,700
190,400
192,200
193,900
195,500
197,300
199,100
200,900
202,400
204,200
206,000
207,800
209,400
211,200
213,000
214,800
216,200
218,000
219,700
221,500
223,200
224,900
226,500
228,100
229,500
231,200

を

185,200
186,900
188,500
190,200
191,700
193,400
195,200
196,900
198,500
200,300
202,100
203,900
205,400
207,200
209,000
210,800
212,400
214,200
216,000
217,800
219,200
221,000
222,700
224,500
226,100
227,800
229,400
230,900
232,200
233,800

に,

232,800
234,400
235,400
236,900
238,300
239,500
240,700
241,900
242,900
244,100
245,400
246,400
247,600
248,900
249,800
251,100
252,300
253,600
255,000
256,400
257,600
258,800
260,000
261,200
262,500
263,600
264,700
265,800
267,100
268,400

235,400
236,900
237,900
239,400
240,700
241,900
243,100
244,100
245,100
246,100
247,200
248,100
249,000
250,000
250,900
252,200
253,400
254,700
256,000
257,400
258,600
259,800
260,900
262,100
263,400
264,500
265,600
266,600
267,800
268,900

269,400
270,500
271,800

269,900
270,900
272,000

「 」

「 」

3 級
225,400
227,000
228,500
230,100
231,500
233,100
234,600
236,200
237,600
239,300
240,800
242,400
243,500
245,000
246,600
247,900
249,400
250,800
252,100
253,500
255,000
256,500
258,200
260,000

3 級
228,500
230,100
231,600
233,100
234,400
236,000
237,500
239,000
240,300
241,900
243,400
244,900
246,000
247,500
249,000
250,300
251,800
253,000
254,300
255,500
256,800
258,200
259,600
261,100

を

に,

261,600
263,300
264,900
266,500
268,400
270,200
271,900
273,600
275,300
277,000
278,800
280,300
281,800
283,700
285,500

262,700
264,400
266,000
267,600
269,400
271,200
272,900
274,600
276,200
277,900
279,700
281,200
282,400
284,100
285,700

「 」

「 」

4 級
264,200
265,800
267,600
269,600
271,200
272,900
274,500
276,300
278,000
279,900
281,600

4 級
266,000
267,500
269,000
270,700
272,300
274,000
275,600
277,400
279,000
280,900
282,600

を

に,

283,300
285,300
286,900
288,600

284,300
286,200
287,700
289,000

「

」

5 級
289,700
291,900
294,000
296,000
297,900
300,000
302,200

5 級
290,700
292,900
295,000
297,000
298,800
300,800
302,600

を

に改める。

別表第 2 中

「

」

1 級
132,300
133,200
134,200
135,100
136,100
137,100
138,100
139,100
139,900
140,900
141,900

1 級
136,200
137,100
138,100
139,000
140,000
141,000
142,000
143,000
143,800
144,800
145,800

143,000
143,800
144,800
145,800
146,800
147,900
149,200
150,400
151,600
152,700
153,900
155,100
156,300
157,400
158,900
160,400
161,900
163,300
164,700
166,200
167,700
169,100
170,900
172,700
174,500
176,200
177,900
179,600
181,300
182,800

146,900
147,700
148,700
149,800
150,800
151,900
153,300
154,500
155,700
156,800
158,000
159,200
160,400
161,500
163,000
164,500
166,000
167,400
168,800
170,300
171,800
173,100
174,800
176,500
178,200
179,900
181,300
183,000
184,500
185,800

184,200
185,500
186,900
188,400
189,700
191,100
192,500
193,800
194,900
196,000
197,200
198,300
199,400
200,300
201,400
202,500
203,500
204,500
205,500
206,600
207,500
208,400
209,300
210,000
210,800
211,500
212,300
212,700
213,300
213,600

を

187,200
188,500
189,900
191,400
192,700
194,100
195,500
196,800
197,900
199,000
200,200
201,300
202,400
203,300
204,400
205,500
206,400
207,400
208,400
209,500
210,400
211,300
212,200
212,800
213,600
214,300
215,000
215,400
216,000
216,300

に,

214, 100
214, 800
215, 100
215, 600
216, 400
216, 900
217, 200
217, 700
218, 300
219, 000
219, 200
219, 800
220, 500
221, 100
221, 600
222, 100
222, 800
223, 200
223, 800
224, 400
224, 900
225, 300
225, 800
226, 300
226, 800
227, 400
227, 900
228, 400
228, 900
229, 500

216, 800
217, 500
217, 800
218, 300
219, 100
219, 600
219, 900
220, 400
221, 000
221, 700
221, 900
222, 500
223, 200
223, 800
224, 300
224, 800
225, 500
225, 900
226, 500
227, 100
227, 600
228, 000
228, 500
229, 000
229, 500
230, 100
230, 600
231, 100
231, 600
232, 200

230,000
230,500
231,000
231,600
232,100
232,600
233,100
233,700
234,200
234,700
235,200
235,800
236,300
236,800
237,300
237,900
238,400
238,900
239,400
240,000

232,700
233,200
233,700
234,300
234,800
235,300
235,800
236,400
236,900
237,400
237,900
238,500
239,000
239,500
240,000
240,600
241,100
241,600
242,100
242,700

「 」

「 」

2 級
183,600
185,100
186,600
188,000
189,200
190,700
192,100

2 級
187,400
188,700
190,100
191,300
192,300
193,800
195,200

193,400
194,800
195,800
197,100
198,200
199,400
200,500
201,600
202,700
203,600
204,700
205,700
206,700
207,600
208,700
209,800
210,800
211,700
212,600
213,300
214,200
215,100
216,300
217,300
218,200
218,800
220,000
221,100
222,300
222,800

を

196,500
197,900
198,900
200,200
201,200
202,400
203,500
204,600
205,700
206,600
207,700
208,700
209,700
210,600
211,700
212,800
213,700
214,600
215,500
216,200
217,100
217,900
219,100
220,100
220,900
221,500
222,500
223,600
224,700
225,200

に,

223, 900
225, 100
226, 100
226, 900
228, 100
229, 100
230, 200
231, 300
232, 200
233, 300
234, 300
235, 300
236, 300
237, 300
238, 300
239, 400
240, 400
241, 100
241, 800
242, 700
243, 600
244, 500
245, 200
246, 000
246, 900
247, 800
248, 700
249, 500
250, 300
251, 100

226, 300
227, 400
228, 400
229, 200
230, 200
231, 200
232, 100
233, 000
233, 900
234, 700
235, 400
236, 300
237, 300
238, 300
239, 300
240, 300
241, 300
242, 000
242, 700
243, 500
244, 400
245, 300
246, 000
246, 800
247, 600
248, 500
249, 200
250, 000
250, 600
251, 300

3 級	3 級
205, 200	208, 500
206, 400	209, 700
207, 800	211, 100
209, 100	212, 300
210, 400	213, 600
211, 800	215, 000
213, 200	216, 400
214, 600	217, 800
215, 900	219, 100
217, 500	220, 700
219, 100	222, 300
220, 500	223, 700
221, 700	224, 900
223, 200	226, 400
224, 700	227, 900
226, 000	229, 200
226, 900	230, 000
227, 600	230, 700
228, 500	231, 600
229, 500	232, 600
230, 300	233, 200
231, 800	234, 700
233, 100	236, 000
234, 200	237, 000
235, 600	238, 300
236, 900	239, 500

238,200
239,500
240,300
241,500
242,800
243,900
245,000
246,200
247,300
248,500
249,800
250,800
252,100
253,400
254,400
255,600
256,500
257,800
258,600
259,600
260,700
261,600
262,800
263,800
264,900
265,600
266,500
267,600
268,800

を

240,800
242,000
242,800
244,000
245,200
246,300
247,400
248,400
249,500
250,500
251,600
252,500
253,500
254,500
255,500
256,700
257,600
258,900
259,600
260,600
261,700
262,600
263,700
264,700
265,800
266,500
267,200
268,000
269,000

に,

」

」

「

4 級
251,500
252,700
253,800
254,900
255,800
257,000
258,100
259,300
260,400
261,200
262,400
263,600
264,600
265,600
266,500
267,400
268,400
269,500
270,500
271,300
272,300
273,200
274,200
275,000
275,800
276,900
278,000

「

4 級
254,100
255,300
256,300
257,400
258,300
259,300
260,400
261,300
262,200
262,900
263,800
264,700
265,700
266,700
267,600
268,500
269,400
270,500
271,500
272,300
273,200
274,100
275,100
275,900
276,500
277,300
278,200

を

に,

5 級		5 級	
280,000		281,000	
281,900		282,900	
283,500	を	284,500	に改める。
285,200		286,200	
287,000		287,900	
288,600		289,400	
290,200		290,600	

別表第3中

1 級		1 級	
162,300		166,800	
163,800		168,300	
165,300		169,800	
166,800		171,300	
168,400		172,900	
170,400		174,900	
172,200		176,700	
174,000		178,500	
175,700		180,200	
177,900		182,400	
179,900		184,400	
181,900		186,300	
183,900		188,300	
186,100		190,400	
188,300		192,500	

190,500
192,700
195,400
197,900
200,400
202,900
204,600
206,300
208,000
209,500
210,900
212,500
214,000
215,700
217,400
219,100
220,800
222,100
223,800
225,500
227,200
228,700
230,400
232,100
233,800
235,500
237,300
239,100
240,800
242,700

を

194,600
196,800
199,200
201,700
203,900
206,300
207,900
209,600
211,300
212,800
214,200
215,800
217,300
219,000
220,700
222,400
224,100
225,400
227,100
228,800
230,400
231,900
233,600
235,300
237,000
238,700
240,500
242,300
244,000
245,800

に,

244,300
245,700
247,300
248,400
249,900
251,300
252,800
253,700
255,200
256,600
257,900
258,900
260,300
261,600
262,900
264,200
265,000
266,300
267,400
268,500
270,000
271,100
272,400
274,100
275,600
276,900
278,300
279,300
280,400
281,600

247,400
248,800
250,300
251,300
252,700
254,100
255,500
256,400
257,900
259,100
260,400
261,400
262,600
263,900
265,000
266,100
266,800
267,800
268,600
269,700
271,200
272,300
273,600
275,200
276,700
278,000
279,400
280,200
281,300
282,500

282,600
283,800
285,000
286,200
287,400
288,600
289,600
290,800

283,500
284,700
285,800
287,000
287,900
289,100
290,000
291,000

「 」

「 」

2 級
176,300
178,400
180,500
182,700
184,700
186,900
189,100
191,300
193,500
196,300
199,000
201,700
204,500
206,200
207,800
209,500
211,300
212,900

2 級
180,700
182,800
184,900
187,100
189,100
191,100
193,200
195,300
197,500
200,100
202,700
205,300
207,900
209,600
211,200
212,900
214,700
216,300

214,600
216,200
218,000
219,900
221,800
223,700
225,200
227,200
229,200
231,200
233,000
235,700
238,400
241,100
243,700
246,500
249,100
251,800
254,300
256,700
259,200
261,500
264,000
266,400
268,600
270,800
272,800
275,000
277,200
279,100

を

218,000
219,600
221,400
223,300
225,200
227,100
228,600
230,600
232,600
234,600
236,400
239,100
241,800
244,500
247,100
249,900
252,500
255,200
257,500
259,900
262,400
264,600
267,000
269,300
271,500
273,600
275,600
277,800
279,900
281,800

に,

281,300
283,200
285,100
287,100
288,700
291,000
293,300
295,800
297,700
300,100
302,300
304,900
307,200
309,600
311,900
314,100
316,300
318,300
320,300

「 」

3 級
264,100
266,600
268,900
271,200
273,700
276,100
278,300

284,000
285,700
287,600
289,400
290,700
292,800
294,800
297,000
298,900
301,300
303,500
306,100
308,300
310,700
313,000
315,200
317,300
319,100
320,700

「 」

3 級
267,500
269,900
272,200
274,400
276,800
279,100
281,300

280,500
282,600
284,900
287,300
289,400
291,800
293,800
295,700
297,700
299,800
302,200
304,700
307,400
309,600
312,000
314,200
316,800
319,400
321,700
323,900
326,000
328,200
329,900
332,000

を

283,400
285,500
287,800
290,100
292,200
294,600
296,400
298,300
300,000
301,800
304,100
306,300
308,700
310,900
313,300
315,500
318,100
320,500
322,800
325,000
327,100
329,200
330,800
332,400

に,

「 」

4 級
293,000
295,600

「 」

4 級
296,000
298,600

298,500
300,900
303,400
305,700
308,000
310,400
312,800
315,200
317,900
320,800
323,200
325,100
327,000
329,100
331,100
333,300
335,400
337,400
339,600
341,500
343,700

を

301,400
303,800
306,300
308,400
310,700
312,800
314,900
317,200
319,600
322,100
324,500
326,400
328,300
330,400
332,200
334,400
336,500
338,500
340,600
342,400
344,200

に改める。

別表第3の2中

1級
249,800
252,300
254,800
257,300

1級
253,600
256,100
258,600
261,100

259,500
263,300
267,100
270,900
274,500
278,500
282,500
286,500
290,300
294,300
298,200
302,100
305,800
309,400
312,900
316,500
320,100
323,800
327,300
330,600
334,100
336,800
339,400
342,000
344,800
346,700
348,900
351,300
353,500
355,800

を

263,300
267,100
270,900
274,700
278,300
282,300
286,300
290,300
294,000
298,000
301,900
305,700
309,300
312,800
316,300
319,800
323,400
327,100
330,500
333,800
337,300
339,800
342,400
344,700
347,100
348,900
350,700
352,700
354,900
357,200

に,

357,900
360,200
362,400
364,800
367,000
369,000
371,300
372,500
373,900

359,300
361,600
363,700
366,100
368,300
370,300
372,500
373,500
374,300

「 」

「 」

2 級
335,000
338,000
340,900
343,800
346,500
349,700
352,800
355,900
358,700
361,400
364,500
367,700
370,600
374,100
377,100
380,700
384,300

2 級
338,400
341,400
344,200
347,100
349,800
352,800
355,900
358,700
361,100
363,700
366,400
369,200
372,100
375,600
378,600
382,200
385,600

を

に,

387,000
389,500
392,100
394,900
397,200
399,700

388,300
390,800
393,400
396,100
398,300
400,200

「 」 「 」

3 級
399,000
401,900
404,500
407,200
409,800
412,200
414,900

3 級
400,400
403,300
405,900
408,600
411,000
413,300
415,400

を に改める。

」 」

第 2 条 柏市一般職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「で除した」を「から規則で定める時間を減じたもので除して得た」に改める。

第 3 条 柏市一般職職員給与条例の一部を次のように改正する。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 105」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 47.5」に改める。

別表第 1 定年前再任用短時間勤務職員の項中

150,800	187,700	215,200	247,600	263,700	286,700	302,600	323,500	356,800
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を
「

187,7	215,2	255,2	274,6	289,7	315,1	356,8	389,9	441,0
00	00	00	00	00	00	00	00	00

」

に改める。

別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の項中

「

194,0	205,2	212,5	228,7	253,9
00	00	00	00	00

を

」

「

193,6	204,7	223,2	244,0	274,7
00	00	00	00	00

に改める。

」

(柏市職員高齢者部分休業条例の一部改正)

第4条 柏市職員高齢者部分休業条例（令和4年柏市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び附則第3項の規定 令和5年1月1日

(2) 第3条の規定 令和5年4月1日

2 第1条の規定（柏市一般職職員給与条例（以下「給与条例」という。）第22条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第22条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の給与条例第19条第1項の規定は、附則第1項第1号に規定する施行の日以後の勤務に係る勤務1時

間当たりの給与額の算出について適用し，同日前の勤務に係る勤務1時間当たりの給与額の算出については，なお従前の例による。
(施行日前の異動者の号給の調整)

- 4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長が別に定めるこれに準じる職員の施行日における号給については，その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，市長が別に定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては，第1条の規定による改正前の給与条例の規定により支給された給与は，第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。

(柏市職員勤務時間条例の一部改正)

- 7 柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第3項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

(柏市職員育児休業条例の一部改正)

- 8 柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

(柏市会計年度任用職員給与等条例の一部改正)

- 9 柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「次条の規定」を「給与条例第19条第1項の規定の例」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

議案第 27 号資料

柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例
の一部を改正する条例について

柏市一般職職員給与条例（昭和30年柏市条例第13号）新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第4条の2の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第5条の規定による休日(勤務時間条例第6条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合、勤務時間条例第7条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>第19条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第19条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第19条</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第15条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第4条の2の2第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、勤務時間条例第5条の規定による休日(勤務時間条例第6条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。)である場合、勤務時間条例第7条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、<u>第19条第1項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第16条 正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、<u>第19条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第2条の3の規定によりあらかじめ勤務時間条例第2条の2第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、<u>第19条第2項</u>に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間</p>

に達するまでの間の勤務に係る時間については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命じられて正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられて割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

- 5 勤務時間条例第4条の2の2第1項の規定により時間外勤務代休時間の指定をされた場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第17条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額

に達するまでの間の勤務に係る時間については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命じられて正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられて割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(規則で定める時間を除く。)との合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)及び(2) 略

- 5 勤務時間条例第4条の2の2第1項の規定により時間外勤務代休時間の指定をされた場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の時間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1)及び(2) 略

6 略

(休日勤務手当)

第17条 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第18条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられた職員には、その間に勤務した全時間に対して次条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地

に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額

3から5まで 略

域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。

2 第16条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(勤勉手当)

第22条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額

3から5まで 略

改正前

別表第1(第5条第1項第1号) 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任	146,100	171,700	225,400	264,200	289,700	略	略	略	略
任用	147,200	174,400	227,000	265,800	291,900	略	略	略	略
職	148,400	177,000	228,500	267,600	294,000	略	略	略	略
員	149,500	179,600	230,100	269,600	296,000	略	略	略	略
以外	150,600	182,200	231,500	271,200	297,900	略	略	略	略
の	151,700	183,900	233,100	272,900	300,000	略	略	略	略
職	152,800	185,500	234,600	274,500	302,200	略	略	略	略
員	153,900	187,200	236,200	276,300	略	略	略	略	略
	154,900	188,700	237,600	278,000	略	略	略	略	略
	156,300	190,400	239,300	279,900	略	略	略	略	略
	157,600	192,200	240,800	281,600	略	略	略	略	略
	158,900	193,900	242,400	283,300	略	略	略	略	略
	160,100	195,500	243,500	285,300	略	略	略	略	略
	161,600	197,300	245,000	286,900	略	略	略	略	略
	163,100	199,100	246,600	288,600	略	略	略	略	略
	164,700	200,900	247,900	略	略	略	略	略	略
	165,900	202,400	249,400	略	略	略	略	略	略
	167,400	204,200	250,800	略	略	略	略	略	略
	168,900	206,000	252,100	略	略	略	略	略	略
	170,400	207,800	253,500	略	略	略	略	略	略
	171,700	209,400	255,000	略	略	略	略	略	略
	174,400	211,200	256,500	略	略	略	略	略	略
	177,000	213,000	258,200	略	略	略	略	略	略
	179,600	214,800	260,000	略	略	略	略	略	略
	182,200	216,200	261,600	略	略	略	略	略	略
	183,900	218,000	263,300	略	略	略	略	略	略
	185,500	219,700	264,900	略	略	略	略	略	略
	187,200	221,500	266,500	略	略	略	略	略	略
	188,700	223,200	268,400	略	略	略	略	略	略
	190,400	224,900	270,200	略	略	略	略	略	略
	192,200	226,500	271,900	略	略	略	略	略	略
	193,900	228,100	273,600	略	略	略	略	略	略

改正後

別表第1(第5条第1項第1号) 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任	150,100	175,300	228,500	266,000	290,700	略	略	略	略
任用	151,200	177,800	230,100	267,500	292,900	略	略	略	略
職	152,400	180,300	231,600	269,000	295,000	略	略	略	略
員	153,500	182,800	233,100	270,700	297,000	略	略	略	略
以外	154,600	185,200	234,400	272,300	298,800	略	略	略	略
の	155,700	186,900	236,000	274,000	300,800	略	略	略	略
職	156,800	188,500	237,500	275,600	302,600	略	略	略	略
員	157,900	190,200	239,000	277,400	略	略	略	略	略
	158,900	191,700	240,300	279,000	略	略	略	略	略
	160,300	193,400	241,900	280,900	略	略	略	略	略
	161,600	195,200	243,400	282,600	略	略	略	略	略
	162,900	196,900	244,900	284,300	略	略	略	略	略
	164,100	198,500	246,000	286,200	略	略	略	略	略
	165,600	200,300	247,500	287,700	略	略	略	略	略
	167,100	202,100	249,000	289,000	略	略	略	略	略
	168,700	203,900	250,300	略	略	略	略	略	略
	169,800	205,400	251,800	略	略	略	略	略	略
	171,200	207,200	253,000	略	略	略	略	略	略
	172,600	209,000	254,300	略	略	略	略	略	略
	174,000	210,800	255,500	略	略	略	略	略	略
	175,300	212,400	256,800	略	略	略	略	略	略
	177,800	214,200	258,200	略	略	略	略	略	略
	180,300	216,000	259,600	略	略	略	略	略	略
	182,800	217,800	261,100	略	略	略	略	略	略
	185,200	219,200	262,700	略	略	略	略	略	略
	186,900	221,000	264,400	略	略	略	略	略	略
	188,500	222,700	266,000	略	略	略	略	略	略
	190,200	224,500	267,600	略	略	略	略	略	略
	191,700	226,100	269,400	略	略	略	略	略	略
	193,400	227,800	271,200	略	略	略	略	略	略
	195,200	229,400	272,900	略	略	略	略	略	略
	196,900	230,900	274,600	略	略	略	略	略	略

74	236,600	略	略	略	略	略	略	略	略
75	237,200	略	略	略	略	略	略	略	略
76	237,700	略	略	略	略	略	略	略	略
77	238,400	略	略	略	略	略	略	略	略
78	239,100	略	略	略	略	略	略	略	略
79	239,800	略	略	略	略	略	略	略	略
80	240,300	略	略	略	略	略	略	略	略
81	240,800	略	略	略	略	略	略	略	略
82	241,500	略	略	略	略	略	略	略	略
83	242,200	略	略	略	略	略	略	略	略
84	242,900	略	略	略	略	略	略	略	略
85	243,500	略	略	略	略	略	略	略	略
86	244,200	略	略	略	略	略	略	略	略
87	244,900	略	略	略	略	略	略	略	略
88から125まで 略									
再任用職員 略									
備考 略									

別表第2(第5条第1項第2号)
行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級		(単位 円)						
	号給	級	1級	2級	3級	4級	5級		
再任用職員	1		132,300	183,600	205,200	251,500	280,000		
以外の職員	2		133,200	185,100	206,400	252,700	281,900		
	3		134,200	186,600	207,800	253,800	283,500		
	4		135,100	188,000	209,100	254,900	285,200		
	5		136,100	189,200	210,400	255,800	287,000		
	6		137,100	190,700	211,800	257,000	288,600		
	7		138,100	192,100	213,200	258,100	290,200		
	8		139,100	193,400	214,600	259,300	略		
	9		139,900	194,800	215,900	260,400	略		
	10		140,900	195,800	217,500	261,200	略		
	11		141,900	197,100	219,100	262,400	略		
	12		143,000	198,200	220,500	263,600	略		
	13		143,800	199,400	221,700	264,600	略		
	14		144,800	200,500	223,200	265,600	略		
	15		145,800	201,600	224,700	266,500	略		
	16		146,800	202,700	226,000	267,400	略		
	17		147,900	203,600	226,900	268,400	略		

74	237,600	略	略	略	略	略	略	略	略
75	238,200	略	略	略	略	略	略	略	略
76	238,700	略	略	略	略	略	略	略	略
77	239,300	略	略	略	略	略	略	略	略
78	240,000	略	略	略	略	略	略	略	略
79	240,700	略	略	略	略	略	略	略	略
80	241,200	略	略	略	略	略	略	略	略
81	241,700	略	略	略	略	略	略	略	略
82	242,300	略	略	略	略	略	略	略	略
83	242,900	略	略	略	略	略	略	略	略
84	243,400	略	略	略	略	略	略	略	略
85	243,900	略	略	略	略	略	略	略	略
86	244,500	略	略	略	略	略	略	略	略
87	245,100	略	略	略	略	略	略	略	略
88から125まで 略									
再任用職員 略									
備考 略									

別表第2(第5条第1項第2号)
行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級		(単位 円)						
	号給	級	1級	2級	3級	4級	5級		
再任用職員	1		136,200	187,400	208,500	254,100	281,000		
以外の職員	2		137,100	188,700	209,700	255,300	282,900		
	3		138,100	190,100	211,100	256,300	284,500		
	4		139,000	191,300	212,300	257,400	286,200		
	5		140,000	192,300	213,600	258,300	287,900		
	6		141,000	193,800	215,000	259,300	289,400		
	7		142,000	195,200	216,400	260,400	290,600		
	8		143,000	196,500	217,800	261,300	略		
	9		143,800	197,900	219,100	262,200	略		
	10		144,800	198,900	220,700	262,900	略		
	11		145,800	200,200	222,300	263,800	略		
	12		146,900	201,200	223,700	264,700	略		
	13		147,700	202,400	224,900	265,700	略		
	14		148,700	203,500	226,400	266,700	略		
	15		149,800	204,600	227,900	267,600	略		
	16		150,800	205,700	229,200	268,500	略		
	17		151,900	206,600	230,000	269,400	略		

18	153,300	207,700	230,700	270,500	略
19	154,500	208,700	231,600	271,500	略
20	155,700	209,700	232,600	272,300	略
21	156,800	210,600	233,200	273,200	略
22	158,000	211,700	234,700	274,100	略
23	159,200	212,800	236,000	275,100	略
24	160,400	213,700	237,000	275,900	略
25	161,500	214,600	238,300	276,500	略
26	163,000	215,500	239,500	277,300	略
27	164,500	216,200	240,800	278,200	略
28	166,000	217,100	242,000	略	略
29	167,400	217,900	242,800	略	略
30	168,800	219,100	244,000	略	略
31	170,300	220,100	245,200	略	略
32	171,800	220,900	246,300	略	略
33	173,100	221,500	247,400	略	略
34	174,800	222,500	248,400	略	略
35	176,500	223,600	249,500	略	略
36	178,200	224,700	250,500	略	略
37	179,900	225,200	251,600	略	略
38	181,300	226,300	252,500	略	略
39	183,000	227,400	253,500	略	略
40	184,500	228,400	254,500	略	略
41	185,800	229,200	255,500	略	略
42	187,200	230,200	256,700	略	略
43	188,500	231,200	257,600	略	略
44	189,900	232,100	258,900	略	略
45	191,400	233,000	259,600	略	略
46	192,700	233,900	260,600	略	略
47	194,100	234,700	261,700	略	略
48	195,500	235,400	262,600	略	略
49	196,800	236,300	263,700	略	略
50	197,900	237,300	264,700	略	略
51	199,000	238,300	265,800	略	略
52	200,200	239,300	266,500	略	略
53	201,300	240,300	267,200	略	略
54	202,400	241,300	268,000	略	略
55	203,300	242,000	269,000	略	略
56	204,400	242,700	略	略	略
57	205,500	243,500	略	略	略
58	206,400	244,400	略	略	略

18	149,200	204,700	227,600	269,500	略
19	150,400	205,700	228,500	270,500	略
20	151,600	206,700	229,500	271,300	略
21	152,700	207,600	230,300	272,300	略
22	153,900	208,700	231,800	273,200	略
23	155,100	209,800	233,100	274,200	略
24	156,300	210,800	234,200	275,000	略
25	157,400	211,700	235,600	275,800	略
26	158,900	212,600	236,900	276,900	略
27	160,400	213,300	238,200	278,000	略
28	161,900	214,200	239,500	略	略
29	163,300	215,100	240,300	略	略
30	164,700	216,300	241,500	略	略
31	166,200	217,300	242,800	略	略
32	167,700	218,200	243,900	略	略
33	169,100	218,800	245,000	略	略
34	170,900	220,000	246,200	略	略
35	172,700	221,100	247,300	略	略
36	174,500	222,300	248,500	略	略
37	176,200	222,800	249,800	略	略
38	177,900	223,900	250,800	略	略
39	179,600	225,100	252,100	略	略
40	181,300	226,100	253,400	略	略
41	182,800	226,900	254,400	略	略
42	184,200	228,100	255,600	略	略
43	185,500	229,100	256,500	略	略
44	186,900	230,200	257,800	略	略
45	188,400	231,300	258,600	略	略
46	189,700	232,200	259,600	略	略
47	191,100	233,300	260,700	略	略
48	192,500	234,300	261,600	略	略
49	193,800	235,300	262,800	略	略
50	194,900	236,300	263,800	略	略
51	196,000	237,300	264,900	略	略
52	197,200	238,300	265,600	略	略
53	198,300	239,400	266,500	略	略
54	199,400	240,400	267,600	略	略
55	200,300	241,100	268,800	略	略
56	201,400	241,800	略	略	略
57	202,500	242,700	略	略	略
58	203,500	243,600	略	略	略

59	207,400	245,300	略	略	略
60	208,400	246,000	略	略	略
61	209,500	246,800	略	略	略
62	210,400	247,600	略	略	略
63	211,300	248,500	略	略	略
64	212,200	249,200	略	略	略
65	212,800	250,000	略	略	略
66	213,600	250,600	略	略	略
67	214,300	251,300	略	略	略
68	215,000	略	略	略	略
69	215,400	略	略	略	略
70	216,000	略	略	略	略
71	216,300	略	略	略	略
72	216,800	略	略	略	略
73	217,500	略	略	略	略
74	217,800	略	略	略	略
75	218,300	略	略	略	略
76	219,100	略	略	略	略
77	219,600	略	略	略	略
78	219,900	略	略	略	略
79	220,400	略	略	略	略
80	221,000	略	略	略	略
81	221,700	略	略	略	略
82	221,900	略	略	略	略
83	222,500	略	略	略	略
84	223,200	略	略	略	略
85	223,800	略	略	略	略
86	224,300	略	略	略	略
87	224,800	略	略	略	略
88	225,500	略	略	略	略
89	225,900	略	略	略	略
90	226,500	略	略	略	略
91	227,100	略	略	略	略
92	227,600	略	略	略	略
93	228,000	略	略	略	略
94	228,500	略	略	略	略
95	229,000	略	略	略	略
96	229,500	略	略	略	略
97	230,100	略	略	略	略
98	230,600	略	略	略	略
99	231,100	略	略	略	略

59	204,500	244,500	略	略	略
60	205,500	245,200	略	略	略
61	206,600	246,000	略	略	略
62	207,500	246,900	略	略	略
63	208,400	247,800	略	略	略
64	209,300	248,700	略	略	略
65	210,000	249,500	略	略	略
66	210,800	250,300	略	略	略
67	211,500	251,100	略	略	略
68	212,300	略	略	略	略
69	212,700	略	略	略	略
70	213,300	略	略	略	略
71	213,600	略	略	略	略
72	214,100	略	略	略	略
73	214,800	略	略	略	略
74	215,100	略	略	略	略
75	215,600	略	略	略	略
76	216,400	略	略	略	略
77	216,900	略	略	略	略
78	217,200	略	略	略	略
79	217,700	略	略	略	略
80	218,300	略	略	略	略
81	219,000	略	略	略	略
82	219,200	略	略	略	略
83	219,800	略	略	略	略
84	220,500	略	略	略	略
85	221,100	略	略	略	略
86	221,600	略	略	略	略
87	222,100	略	略	略	略
88	222,800	略	略	略	略
89	223,200	略	略	略	略
90	223,800	略	略	略	略
91	224,400	略	略	略	略
92	224,900	略	略	略	略
93	225,300	略	略	略	略
94	225,800	略	略	略	略
95	226,300	略	略	略	略
96	226,800	略	略	略	略
97	227,400	略	略	略	略
98	227,900	略	略	略	略
99	228,400	略	略	略	略

100	228,900	略	略	略	略
101	229,500	略	略	略	略
102	230,000	略	略	略	略
103	230,500	略	略	略	略
104	231,000	略	略	略	略
105	231,600	略	略	略	略
106	232,100	略	略	略	略
107	232,600	略	略	略	略
108	233,100	略	略	略	略
109	233,700	略	略	略	略
110	234,200	略	略	略	略
111	234,700	略	略	略	略
112	235,200	略	略	略	略
113	235,800	略	略	略	略
114	236,300	略	略	略	略
115	236,800	略	略	略	略
116	237,300	略	略	略	略
117	237,900	略	略	略	略
118	238,400	略	略	略	略
119	238,900	略	略	略	略
120	239,400	略	略	略	略
121	240,000	略	略	略	略
122 から 137 まで 略					
再任用職員 略					
備考 略					

別表第3(第5条第1項第3号)
教育職給料表

職員の区分	職務の級					(単位 円)
	1級	2級	3級	4級	5級	
再任用職員 以外の職員	1	2	3	4	5	略
	162,300	176,300	264,100	293,000	略	略
	163,800	178,400	266,600	295,600	略	略
	165,300	180,500	268,900	298,500	略	略
	166,800	182,700	271,200	300,900	略	略
	168,400	184,700	273,700	303,400	略	略
	170,400	186,900	276,100	305,700	略	略
	172,200	189,100	278,300	308,000	略	略
	174,000	191,300	280,500	310,400	略	略
	175,700	193,500	282,600	312,800	略	略

100	231,600	略	略	略	略
101	232,200	略	略	略	略
102	232,700	略	略	略	略
103	233,200	略	略	略	略
104	233,700	略	略	略	略
105	234,300	略	略	略	略
106	234,800	略	略	略	略
107	235,300	略	略	略	略
108	235,800	略	略	略	略
109	236,400	略	略	略	略
110	236,900	略	略	略	略
111	237,400	略	略	略	略
112	237,900	略	略	略	略
113	238,500	略	略	略	略
114	239,000	略	略	略	略
115	239,500	略	略	略	略
116	240,000	略	略	略	略
117	240,600	略	略	略	略
118	241,100	略	略	略	略
119	241,600	略	略	略	略
120	242,100	略	略	略	略
121	242,700	略	略	略	略
122 から 137 まで 略					
再任用職員 略					
備考 略					

別表第3(第5条第1項第3号)
教育職給料表

職員の区分	職務の級					(単位 円)
	1級	2級	3級	4級	5級	
再任用職員 以外の職員	1	2	3	4	5	略
	166,800	180,700	267,500	296,000	略	略
	168,300	182,800	269,900	298,600	略	略
	169,800	184,900	272,200	301,400	略	略
	171,300	187,100	274,400	303,800	略	略
	172,900	189,100	276,800	306,300	略	略
	174,900	191,100	279,100	308,400	略	略
	176,700	193,200	281,300	310,700	略	略
	178,500	195,300	283,400	312,800	略	略
	180,200	197,500	285,500	314,900	略	略

10	182,400	200,100	287,800	317,200	略
11	184,400	202,700	290,100	319,600	略
12	186,300	205,300	292,200	322,100	略
13	188,300	207,900	294,600	324,500	略
14	190,400	209,600	296,400	326,400	略
15	192,500	211,200	298,300	328,300	略
16	194,600	212,900	300,000	330,400	略
17	196,800	214,700	301,800	332,200	略
18	199,200	216,300	304,100	334,400	略
19	201,700	218,000	306,300	336,500	略
20	203,900	219,600	308,700	338,500	略
21	206,300	221,400	310,900	340,600	略
22	207,900	223,300	313,300	342,400	略
23	209,600	225,200	315,500	344,200	略
24	211,300	227,100	318,100	略	略
25	212,800	228,600	320,500	略	略
26	214,200	230,600	322,800	略	略
27	215,800	232,600	325,000	略	略
28	217,300	234,600	327,100	略	略
29	219,000	236,400	329,200	略	略
30	220,700	239,100	330,800	略	略
31	222,400	241,800	332,400	略	略
32	224,100	244,500	略	略	略
33	225,400	247,100	略	略	略
34	227,100	249,900	略	略	略
35	228,800	252,500	略	略	略
36	230,400	255,200	略	略	略
37	231,900	257,500	略	略	略
38	233,600	259,900	略	略	略
39	235,300	262,400	略	略	略
40	237,000	264,600	略	略	略
41	238,700	267,000	略	略	略
42	240,500	269,300	略	略	略
43	242,300	271,500	略	略	略
44	244,000	273,600	略	略	略
45	245,800	275,600	略	略	略
46	247,400	277,800	略	略	略
47	248,800	279,900	略	略	略

10	177,900	196,300	284,900	315,200	略
11	179,900	199,000	287,300	317,900	略
12	181,900	201,700	289,400	320,800	略
13	183,900	204,500	291,800	323,200	略
14	186,100	206,200	293,800	325,100	略
15	188,300	207,800	295,700	327,000	略
16	190,500	209,500	297,700	329,100	略
17	192,700	211,300	299,800	331,100	略
18	195,400	212,900	302,200	333,300	略
19	197,900	214,600	304,700	335,400	略
20	200,400	216,200	307,400	337,400	略
21	202,900	218,000	309,600	339,600	略
22	204,600	219,900	312,000	341,500	略
23	206,300	221,800	314,200	343,700	略
24	208,000	223,700	316,800	略	略
25	209,500	225,200	319,400	略	略
26	210,900	227,200	321,700	略	略
27	212,500	229,200	323,900	略	略
28	214,000	231,200	326,000	略	略
29	215,700	233,000	328,200	略	略
30	217,400	235,700	329,900	略	略
31	219,100	238,400	332,000	略	略
32	220,800	241,100	略	略	略
33	222,100	243,700	略	略	略
34	223,800	246,500	略	略	略
35	225,500	249,100	略	略	略
36	227,200	251,800	略	略	略
37	228,700	254,300	略	略	略
38	230,400	256,700	略	略	略
39	232,100	259,200	略	略	略
40	233,800	261,500	略	略	略
41	235,500	264,000	略	略	略
42	237,300	266,400	略	略	略
43	239,100	268,600	略	略	略
44	240,800	270,800	略	略	略
45	242,700	272,800	略	略	略
46	244,300	275,000	略	略	略
47	245,700	277,200	略	略	略

48	247,300	279,100	略	略	略
49	248,400	281,300	略	略	略
50	249,900	283,200	略	略	略
51	251,300	285,100	略	略	略
52	252,800	287,100	略	略	略
53	253,700	288,700	略	略	略
54	255,200	291,000	略	略	略
55	256,600	293,300	略	略	略
56	257,900	295,800	略	略	略
57	258,900	297,700	略	略	略
58	260,300	300,100	略	略	略
59	261,600	302,300	略	略	略
60	262,900	304,900	略	略	略
61	264,200	307,200	略	略	略
62	265,000	309,600	略	略	略
63	266,300	311,900	略	略	略
64	267,400	314,100	略	略	略
65	268,500	316,300	略	略	略
66	270,000	318,300	略	略	略
67	271,100	320,300	略	略	略
68	272,400	略	略	略	略
69	274,100	略	略	略	略
70	275,600	略	略	略	略
71	276,900	略	略	略	略
72	278,300	略	略	略	略
73	279,300	略	略	略	略
74	280,400	略	略	略	略
75	281,600	略	略	略	略
76	282,600	略	略	略	略
77	283,800	略	略	略	略
78	285,000	略	略	略	略
79	286,200	略	略	略	略
80	287,400	略	略	略	略
81	288,600	略	略	略	略
82	289,600	略	略	略	略
83	290,800	略	略	略	略
84から161まで 略					略
再任用職員 略					略

48	250,300	281,800	略	略	略
49	251,300	284,000	略	略	略
50	252,700	285,700	略	略	略
51	254,100	287,600	略	略	略
52	255,500	289,400	略	略	略
53	256,400	290,700	略	略	略
54	257,900	292,800	略	略	略
55	259,100	294,800	略	略	略
56	260,400	297,000	略	略	略
57	261,400	298,900	略	略	略
58	262,600	301,300	略	略	略
59	263,900	303,500	略	略	略
60	265,000	306,100	略	略	略
61	266,100	308,300	略	略	略
62	266,800	310,700	略	略	略
63	267,800	313,000	略	略	略
64	268,600	315,200	略	略	略
65	269,700	317,300	略	略	略
66	271,200	319,100	略	略	略
67	272,300	320,700	略	略	略
68	273,600	略	略	略	略
69	275,200	略	略	略	略
70	276,700	略	略	略	略
71	278,000	略	略	略	略
72	279,400	略	略	略	略
73	280,200	略	略	略	略
74	281,300	略	略	略	略
75	282,500	略	略	略	略
76	283,500	略	略	略	略
77	284,700	略	略	略	略
78	285,800	略	略	略	略
79	287,000	略	略	略	略
80	287,900	略	略	略	略
81	289,100	略	略	略	略
82	290,000	略	略	略	略
83	291,000	略	略	略	略
84から161まで 略					略
再任用職員 略					略

備考 略

別表第3の2(第5条第1項第4号)

医療職給料表

職員の区分	職務の級				職務の級 号給	(単位 円)			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
再任用職員 以外の職員	249,800	335,000	399,000	略	1	249,800	335,000	399,000	略
	252,300	338,000	401,900	略	2	252,300	338,000	401,900	略
	254,800	340,900	404,500	略	3	254,800	340,900	404,500	略
	257,300	343,800	407,200	略	4	257,300	343,800	407,200	略
	259,500	346,500	409,800	略	5	259,500	346,500	409,800	略
	263,300	349,700	412,200	略	6	263,300	349,700	412,200	略
	267,100	352,800	414,900	略	7	267,100	352,800	414,900	略
	270,900	355,900	略	略	8	270,900	355,900	略	略
	274,500	358,700	略	略	9	274,500	358,700	略	略
	278,500	361,400	略	略	10	278,500	361,400	略	略
	282,500	364,500	略	略	11	282,500	364,500	略	略
	286,500	367,700	略	略	12	286,500	367,700	略	略
	290,300	370,600	略	略	13	290,300	370,600	略	略
	294,300	374,100	略	略	14	294,300	374,100	略	略
	298,200	377,100	略	略	15	298,200	377,100	略	略
	302,100	380,700	略	略	16	302,100	380,700	略	略
	305,800	384,300	略	略	17	305,800	384,300	略	略
	309,400	387,000	略	略	18	309,400	387,000	略	略
	312,900	389,500	略	略	19	312,900	389,500	略	略
	316,500	392,100	略	略	20	316,500	392,100	略	略
	320,100	394,900	略	略	21	320,100	394,900	略	略
	323,800	397,200	略	略	22	323,800	397,200	略	略
	327,300	399,700	略	略	23	327,300	399,700	略	略
	330,600	略	略	略	24	330,600	略	略	略
	334,100	略	略	略	25	334,100	略	略	略
	336,800	略	略	略	26	336,800	略	略	略
	339,400	略	略	略	27	339,400	略	略	略
	342,000	略	略	略	28	342,000	略	略	略
	344,800	略	略	略	29	344,800	略	略	略
	346,700	略	略	略	30	346,700	略	略	略
	348,900	略	略	略	31	348,900	略	略	略

備考 略

別表第3の2(第5条第1項第4号)

医療職給料表

職員の区分	職務の級				職務の級 号給	(単位 円)			
	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	4級
再任用職員 以外の職員	253,600	338,400	400,400	略	1	253,600	338,400	400,400	略
	256,100	341,400	403,300	略	2	256,100	341,400	403,300	略
	258,600	344,200	405,900	略	3	258,600	344,200	405,900	略
	261,100	347,100	408,600	略	4	261,100	347,100	408,600	略
	263,300	349,800	411,000	略	5	263,300	349,800	411,000	略
	267,100	352,800	413,300	略	6	267,100	352,800	413,300	略
	270,900	355,900	415,400	略	7	270,900	355,900	415,400	略
	274,700	358,700	略	略	8	274,700	358,700	略	略
	278,300	361,100	略	略	9	278,300	361,100	略	略
	282,300	363,700	略	略	10	282,300	363,700	略	略
	286,300	366,400	略	略	11	286,300	366,400	略	略
	290,300	369,200	略	略	12	290,300	369,200	略	略
	294,000	372,100	略	略	13	294,000	372,100	略	略
	298,000	375,600	略	略	14	298,000	375,600	略	略
	301,900	378,600	略	略	15	301,900	378,600	略	略
	305,700	382,200	略	略	16	305,700	382,200	略	略
	309,300	385,600	略	略	17	309,300	385,600	略	略
	312,800	388,300	略	略	18	312,800	388,300	略	略
	316,300	390,800	略	略	19	316,300	390,800	略	略
	319,800	393,400	略	略	20	319,800	393,400	略	略
	323,400	396,100	略	略	21	323,400	396,100	略	略
	327,100	398,300	略	略	22	327,100	398,300	略	略
	330,500	400,200	略	略	23	330,500	400,200	略	略
	333,800	略	略	略	24	333,800	略	略	略
	337,300	略	略	略	25	337,300	略	略	略
	339,800	略	略	略	26	339,800	略	略	略
	342,400	略	略	略	27	342,400	略	略	略
	344,700	略	略	略	28	344,700	略	略	略
	347,100	略	略	略	29	347,100	略	略	略
	348,900	略	略	略	30	348,900	略	略	略
	350,700	略	略	略	31	350,700	略	略	略

32	351,300	略	略	略
33	353,500	略	略	略
34	355,800	略	略	略
35	357,900	略	略	略
36	360,200	略	略	略
37	362,400	略	略	略
38	364,800	略	略	略
39	367,000	略	略	略
40	369,000	略	略	略
41	371,300	略	略	略
42	372,500	略	略	略
43	373,900	略	略	略
44から97まで 略				
再任用職員 略				
備考 略				

32	352,700	略	略	略
33	354,900	略	略	略
34	357,200	略	略	略
35	359,300	略	略	略
36	361,600	略	略	略
37	363,700	略	略	略
38	366,100	略	略	略
39	368,300	略	略	略
40	370,300	略	略	略
41	372,500	略	略	略
42	373,500	略	略	略
43	374,300	略	略	略
44から97まで 略				
再任用職員 略				
備考 略				

柏市一般職職員給与条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 第15条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。</p> <p>2 略</p>

柏市一般職職員給与条例新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第12項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3から5まで 略</p>

改正前

別表第1(第5条第1項第1号)
行政職給料表(一)

職員の区分 職務の級 号給	(単位 円)								
	1級 給料月額 額	2級 給料月額 額	3級 給料月額 額	4級 給料月額 額	5級 給料月額 額	6級 給料月額 額	7級 給料月額 額	8級 給料月額 額	9級 給料月額 額
1から125まで 略									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額 150,800	基準給料月額額 187,700	基準給料月額額 215,200	基準給料月額額 247,600	基準給料月額額 263,700	基準給料月額額 286,700	基準給料月額額 302,600	基準給料月額額 323,500	基準給料月額額 356,800

備考 略

別表第2(第5条第1項第2号)

改正後

別表第1(第5条第1項第1号)
行政職給料表(一)

職員の区分 職務の級 号給	(単位 円)								
	1級 給料月額 額	2級 給料月額 額	3級 給料月額 額	4級 給料月額 額	5級 給料月額 額	6級 給料月額 額	7級 給料月額 額	8級 給料月額 額	9級 給料月額 額
1から125まで 略									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額 187,700	基準給料月額額 215,200	基準給料月額額 255,200	基準給料月額額 274,600	基準給料月額額 289,700	基準給料月額額 315,100	基準給料月額額 356,800	基準給料月額額 389,900	基準給料月額額 441,000

備考 略

別表第2(第5条第1項第2号)

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	(単位 円)				
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1から137まで 略					
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月 額 194,000	基準給料月 額 205,200	基準給料月 額 212,500	基準給料月 額 228,700	基準給料月 額 253,900

備考 略

行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号給	(単位 円)				
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
定年前再任用 短時間勤務 職員以外の 職員	1から137まで 略					
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月 額 193,600	基準給料月 額 204,700	基準給料月 額 223,200	基準給料月 額 244,000	基準給料月 額 274,700

備考 略

柏市職員高齢者部分休業条例（令和4年柏市条例第23号）新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、柏市一般職職員給与条例第15条第1項及び柏市企業職員給与条例(昭和42年柏市条例第10号)第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和52年柏市条例第49号)第3条第1項に規定する教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(高齢者部分休業取得中の給与)</p> <p>第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、柏市一般職職員給与条例第15条第1項及び柏市企業職員給与条例(昭和42年柏市条例第10号)第16条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額(柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和52年柏市条例第49号)第3条第1項に規定する教職調整額を含む。)並びにこれに対する地域手当及び管理職手当並びに義務教育等教員特別手当及び初任給調整手当並びに規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから<u>規則で定める時間を減じたもの</u>で除して得た額を減額して給与を支給する。</p>

柏市職員勤務時間条例（昭和53年柏市条例第3号）新旧対照表（附則第7項関係）

改正前	改正後
<p>(介護休暇)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第9条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p>

柏市職員育児休業条例（平成4年柏市条例第4号）新旧対照表（附則第8項関係）

改正前	改正後
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第10条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）新旧対照表（附則第9項関係）

改正前	改正後
<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、次条の規定により算出する勤務1時間当たりの給与額(義務教育等教員特別手当の支給を受ける職員にあっては、当該給与額に、義務教育等教員特別手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額を加算した額)を減額して給与を支給する。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)</p> <p>第5条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、給与条例第19条第1項の規定の例により算出する勤務1時間当たりの給与額(義務教育等教員特別手当の支給を受ける職員にあっては、当該給与額に、義務教育等教員特別手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除した額を加算した額)を減額して給与を支給する。</p>

たりの給与額の算出)

第6条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会
計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の
算出について準用する。

第6条 削除

柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例
の制定について

柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

パートタイム会計年度任用職員の令和 4 年における報酬及び同年
1 2 月の期末手当に関する特例を定めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の令和4年における報酬及び同年12月の期末手当に関する特例）

- 20 パートタイム会計年度任用職員の令和4年4月1日から同年11月30日までの間における勤務に係る報酬については、第7条第2項中「給与条例第5条第1項」とあるのは、「柏市一般職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例（令和4年柏市条例第 号）による改正前の給与条例第5条第1項」とする。
- 21 第9条において読み替えて準用する給与条例第21条第4項の規定により期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の令和4年12月の期末手当に係る同項の規定の適用については、同項中「基準日現在」とあるのは、「基準日の前日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の柏市会計年度任用職員給与等条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第28号資料

柏市会計年度任用職員給与等条例の一部を改正する条例について

柏市会計年度任用職員給与等条例（令和元年柏市条例第12号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(パートタイム会計年度任用職員の令和4年における報酬及び同年12月の期末手当に関する特例)</u></p> <p><u>20</u> <u>パートタイム会計年度任用職員の令和4年4月1日から同年11月30日までの間における勤務に係る報酬については、第7条第2項中「給与条例第5条第1項」とあるのは、「柏市一般職職員給与条例及び柏市職員高齢者部分休業条例の一部を改正する条例(令和4年柏市条例第__号)による改正前の給与条例第5条第1項」とする。</u></p> <p><u>21</u> <u>第9条において読み替えて準用する給与条例第21条第4項の規定により期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の令和4年12月の期末手当に係る同項の規定の適用については、同項中「基準日現在」とあるのは、「基準日の前日」とする。</u></p>